

【匿名組合】利益分配に係る源泉税

区分		源泉税の取扱い	
匿名組合 出資者	居住者・内国法人	源泉所得税20%(※2) 所得税・法人税課税あり	
	非居住者又は 外国法人(※1) の場合	国内にPEを有し、PEに 帰属する所得	源泉所得税20%(※2) 所得税・法人税等課税あり
		PE帰属所得以外の国 内源泉所得又はPEな し	源泉所得税20%(※2) 所得税・法人税等課税なし→源泉徴収のみ

(※1)租税条約の適用により変動あり

(※2)平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間に源泉徴収すべき所得税については、当該所得に対し
て2.1%の復興特別所得税を併せて徴収しなければならないため、実質的な源泉徴収の税率は20.42%となる

匿名組合契約の利益の分配に係る源泉税の徴収義務者である営業者は、その支払を受ける各人別に、支払の明細を記載した支払調書を、その支払の確定をした日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならない。